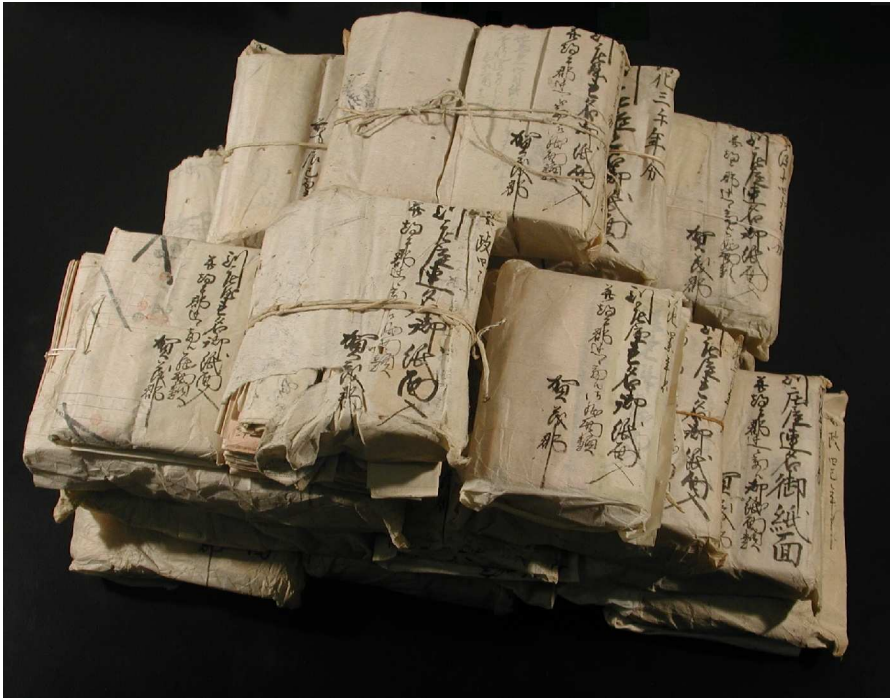


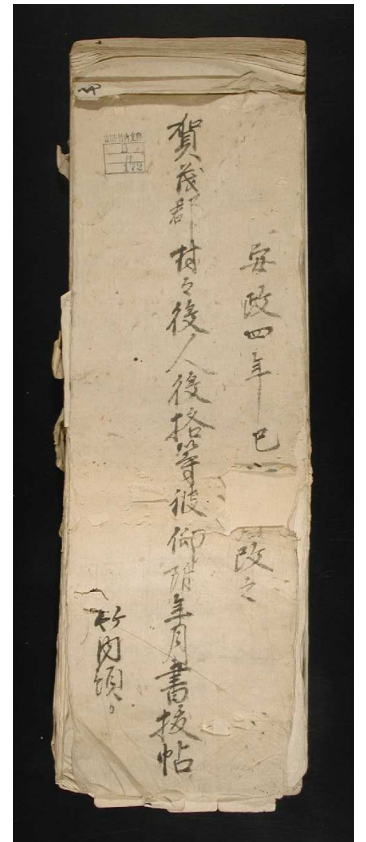
平成 16 年度 収蔵文書展



## 広島藩の割庄屋文書

賀茂郡吉川村竹内家文書から

平成 17 年( 2005 ) 3 月 14 日 ~ 5 月 21 日



江戸時代は、それ以前の時代と比べて、特に多くの文書が作られるようになったと言われている。文書や記録を作成し、それをやり取りすることが人間の諸活動の基礎となる——そのような社会の仕組みが特に進んだのが日本の江戸時代であった。今回の展示では、当館所蔵の賀茂郡吉川村竹内家文書を通して、江戸時代の割庄屋文書の一端を紹介したい。

割庄屋というのは、村ごとにいる庄屋よりも上位の役職として、複数の村からなる「組」を管轄する村役人である。他藩では大庄屋とか大名主と呼ばれる役職に相当し、多くは郡内の有力者から選ばれた。

竹内氏は、江戸時代の後半、文化年間から廃藩置県に至るまで賀茂郡の割庄屋を勤めており、多くの関係文書を残した。もちろんそれだけでなく、居村である吉川村の庄屋関係文書をはじめとして歴大な文書が残されている。それらの多くは幸いにも失われることなく今に伝わり、昭和六年（一九八八）に当館に寄贈された。

広島県立文書館

# 一 割庄屋御用留

御用留は、郡役所からの触書類を書き写した記録である。名称は、「御触書写」「御紙面写」等、さまざまである。藩の触書は順達（あるいは廻達）といって割庄屋たちの間を回覧する形で通達された。割庄屋は各自これらの写しを作り、おおむね一年一冊の形で手元に保管した。

竹内家では、三郎兵衛（六郎兵衛）、亮平（亮左衛門）、儀右衛門の三名が、上西条組・下西条組・高屋組・志和組の割庄屋の職を勤めている。ただし、竹内氏だけがそれらの組を常に担当していたわけではなく、時々他の割庄屋と「組替」があった。その際には、当然、前任者と後任者の間で事務の引継ぎが行われ、前任者から後任者へ文書の引渡しもあった。しかし、竹内家の御用留は、同家の者が割庄屋に在職した期間中のもので、竹内氏と他の割庄屋との間で、御用留そのものの引渡しは行なわれなかったことが知られる。



亮平（亮左衛門）の残した御用留

亮平（のち亮左衛門と改名）は、文政6年（1823）8月に下西条組割庄屋を命ぜられたあと、明治3年（1870）に至るまで、途切れることなく割庄屋の職を勤め続けた。彼の担当した組は、上西条組、下西条組、高屋組、志和組で、一時的に二つの組を掛け持ちすることもあった。この期間に彼が作成した御用留はすべて竹内家文書に伝存している。



三郎兵衛（六郎兵衛）の残した御用留

三郎兵衛（のち六郎兵衛と改名）は、文化9年（1812）5月から文政4年7月まで高屋組の割庄屋を勤め、引き続き文政6年（1823）5月まで志和組の割庄屋職にあった。この間、毎年の御用留が残されている。彼が割庄屋職を離れてから約3ヶ月後の文政6年8月、今度は彼の息子の亮平が下西条組の割庄屋職に就くことになった。このため、三郎兵衛の作成した最後の御用留（文政6年）は、5月までが三郎兵衛（六郎兵衛）、8月からは亮平が書き継ぐという形になっている。



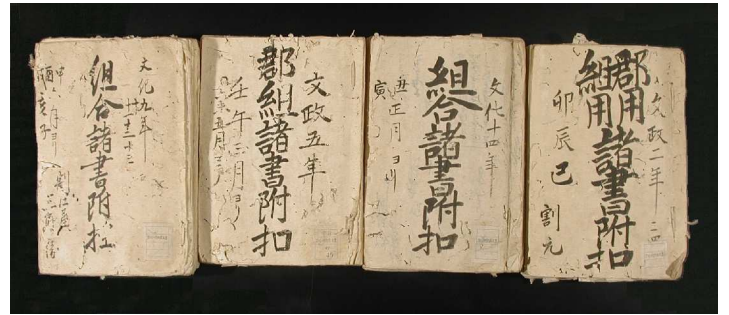
御紙面写 明治3年（1870）

明治になっても廃藩置県が断行されるまでは、割庄屋は旧来の職務を執り続けたが、御用留には、新政府（太政官）から出された命令が散見されるようになる。左の図は、親王や政府官吏の提灯・陣笠の色と模様を定めたもので、これらと紛らわしいものは以後使用すべからずと定められた。

## 二 割庄屋書付控

諸書付控は、割庄屋が郡役所に差し出した文書の控を記録したものである。割庄屋たちは、郡役所からの照会に答えたり、組内の村からの諸願を取り次いだりするため、数多くの文書を作成しており、当然のことながら、それらの控を取っておかなければ、役目の執行に支障が生じた。これら諸書付控は、割庄屋一人一人が作成しており、多くは一年一冊または二、三年で一冊という形をしている。

竹内家では、先に述べたように、三郎兵衛（六郎兵衛）、亮平（亮左衛門）、儀右衛門の三代が、割庄屋を勤めており、また、亮平（亮左衛門）は郡用所に勤務する定年番の役も勤めている。竹内家文書には、文化九年（一八一二）から明治三年（一八七〇）までの七十三点の割庄屋諸書付控が伝存しているが、これらはすべて竹内家の三人が作成したものであり、彼らは割庄屋役を交替しても後任の者にこれらを引き渡すことはなかった。



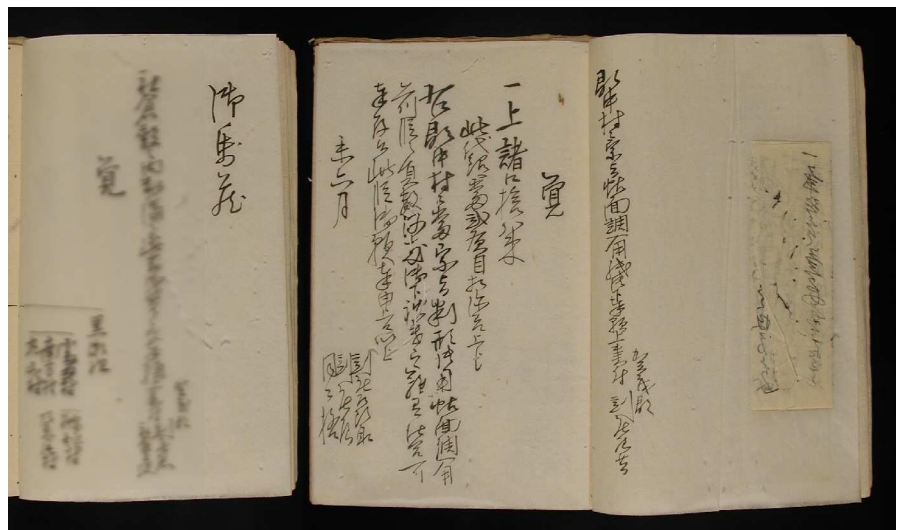
三郎兵衛（六郎兵衛）の残した諸書付控

三郎兵衛（のち六郎兵衛と改名）は、割庄屋に在職した文化9年（1812）から文政6年（1823）までの諸書付控を残している。この間、途中で高屋組から志和組に組替えがあった。三郎兵衛は、1年1冊ではなく、2、3箇年で1冊にまとめて諸書付控を作成しているため、12年分が4冊にまとめられている。竹内家文書に伝存するのは三郎兵衛（六郎兵衛）自身の作成したもののみであるが、彼は文化9年6月に割庄屋に任命されたあと、前任者から文化8年と文化9年前半分の諸書付控を引き継いでいる。これは三郎兵衛（六郎兵衛）から次の高屋組割庄屋になった喜三二（作左衛門）に引き渡され、さらに作左衛門からその次の高屋組割庄屋であった亮平（亮左衛門）に引き継がれたことが知られるが（つまり竹内氏の手に渡ったことは確かであるが）、竹内家文書の中には伝存していない。



亮平（亮左衛門）の残した諸書付控

亮平（のち亮左衛門と改名）は、割庄屋の職にあった文政6年（1823）から明治3年（1870）まで毎年の諸書付控を残している。彼は割庄屋として上西条組・下西条組・高屋組・志和組をそれぞれ担当したが、天保12年（1841）からは郡役所に勤務する年番割庄屋に命ぜられた。このため、彼の作成する諸書付控は、担当する組のもの、郡全体に関わるもの（郡方）の二種類が作成されることになった。以後、亮左衛門は年番割庄屋を勤めることが常態化し、残存する文書から判断する限り、嘉永6年（1853）以後は郡方の諸書付控しか残さなくなる。また、安政6年（1859）以後は、公式の郡方諸書付控のほかに、自分用の手控を作成するようになっている。

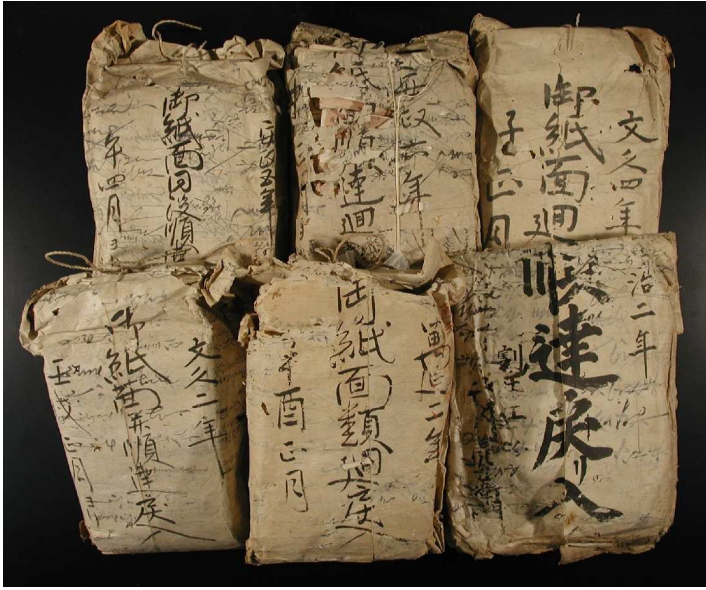


郡方書類扣 弘化4年（1847）

これは宗旨改帖に使用する紙の支給を割庄屋たちが願った文書の控である。必要な紙の量は諸口紙18束とある。諸口紙の1束は200枚なので、郡全体で3600枚の紙が必要であったことになる。1年でこれを全部使いきると仮定すると、1箇村あたり平均40枚程度になる。この文書の宛先の「御紙蔵」は、広島藩で紙の生産を統制するために設けられた組織である。

## 二 触書原本・順達戻

郡役所から割庄屋に宛てられた通達類の原本、および割庄屋どうしで廻達した文書は、このように大体は一年ごとに袋にまとめられて保存されていた。これらの文書は割庄屋たちの間を回覧されたあと、特定の割庄屋（筆頭に位置する者）の手元に戻され、そこで保管されていたらしい。年代順に並べて見ると、途中（安政四年と五年の間）を境にして、見掛けが異なっていることに気づく。これは、安政五年（一八五八）三月に、それまで割庄屋頭取として筆頭の地位にあった佐々木所左衛門が引退し、代わって定年番割庄屋の竹内亮左衛門が筆頭に昇格したためである。安政四年（一八五七）までの文書は、佐々木氏の手元で、安政五年以降の文書は、竹内氏の手元で、それぞれ袋にまとめられ保管されたものである。佐々木氏が保管していたものが竹内家に伝来したのは、佐々木所左衛門の引退とともに竹内氏にこれらの文書が引き継がれたからである。見比べると、袋にまとめて保管するという点は共通するが、袋の作り方、表書きの付け方などに両者の「流儀」の違いが現われている。



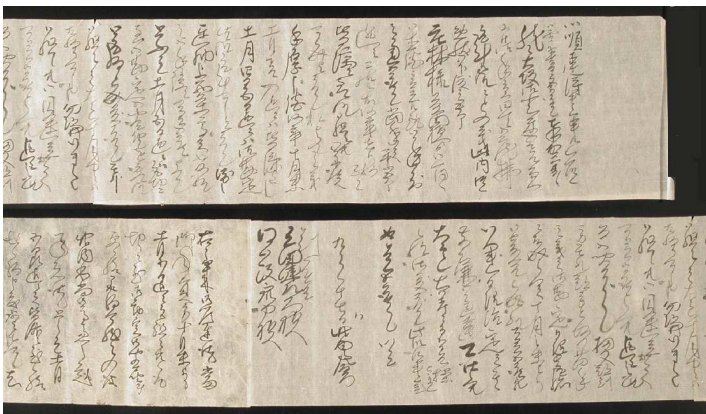
竹内氏の手元に保管されていた触書原本・順達戻

竹内氏の保管のしかたは佐々木氏と異なっていて、袋のつくりが大きくしっかりしたものになっている。袋表書きも「御紙面類順達戻」といったものになり、特に、文久3年（1863）からは、「御紙面戻入」と「同役順達戻入」という二つの袋を毎年作るようになっている。作成収受する文書がそれだけ増えたからであろう。



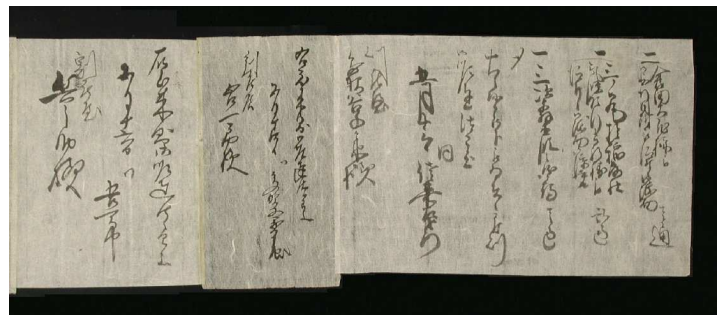
佐々木氏の手元に保管されていた触書原本・順達戻

佐々木氏は保管した文書の袋表書きには、「割庄屋連名御紙面入并都而郡辻へ当ル御紙面類」と書くことが多かった。中身は、郡役所からの触書類、佐々木氏から他の割庄屋たちに順達した文書、佐々木氏あての通達類などである。



割庄屋用状順達継 元治2年（1865）

竹内亮左衛門から他の割庄屋たちに宛てた役目上の書簡である。これが回覧されると、各割庄屋は一人一人が返事を書いて貼り継ぎ、次の者に申し送りしていった。竹内亮左衛門を振り出しに、有田健左衛門・毎太郎・浦太郎・佐々木泰太郎・礼三郎・竹内儀右衛門へという順番で貼り継がれ、長いものになった。内容は、読み取りにくい部分があるが、今年の年貢の納入について、10月末か遅くとも11月5日までは済ませるようというものである。竹内亮左衛門は他の割庄屋たちから何故か「竹内和尚」と呼ばれている。



割庄屋廻達継 安政4年（1857）

これは安政4年（1857）の袋の中にあつた1点である。佐々木所左衛門は、郡役所から下された4通の文書を順達するため、最初に多賀谷千兵衛にこれを送った。そのあと、多賀谷千兵衛・吾一郎・兵之助・有田健左衛門・毎太郎・竹内亮左衛門と文書は順達され、最後に佐々木所左衛門の息子である泰太郎のもとへ届けられた。彼らが次の者に順達するために書いた送り状は、このように貼り継がれて佐々木氏の手元に戻り、そこで保管された。日付をみるとこの順達に8日かかっていることが分かる。

#### 四 文書目録

竹内家文書の中には、割庄屋の保管文書を書き上げた文書目録がいくつも見出せる。これには二種類あって、ひとつは、藩の命令で作成したもの、もうひとつは割庄屋が交替した際に前任者と後任者の間で作られた引継目録である。

藩が命じて作らせた目録としては、文化一〇年（一八一三）と天保三年（一八三二）のものが残存している。これらの年に、広島藩が文書目録の作成を命じたのは、領内の村役人たちに文書の管理と引継を適切に行なわせるためであった。

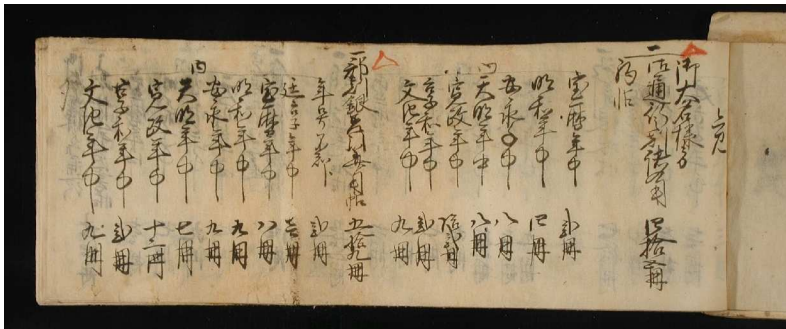
割庄屋交替の際の引継目録としては、文政四年（一八一二）、六郎兵衛（竹内氏）から喜三二（のち作左衛門）への高屋組割庄屋交替、文政一〇年（一八一七）、作左衛門から亮平（竹内氏、のち亮左衛門）への高屋組割庄屋交替、および、嘉永七年（一八五四）、亮左衛門から毎太郎への下西条組割庄屋交替の際のものがそれぞれ伝存している。

藩からの命令で作成された各組の文書目録の控である。表紙には七組とあるが、中身は上西条・志和・黒瀬・竹原の四組分の記述しかない。控なので記述が簡略化された部分もあるようだが、書き上げられた文書の年代を見る限り、あまり古いものはなく、ほぼ18世紀後半以後のものばかりである。これは、過去に文書の管理と引継が適切に行なわれていなかったことのためであろう。



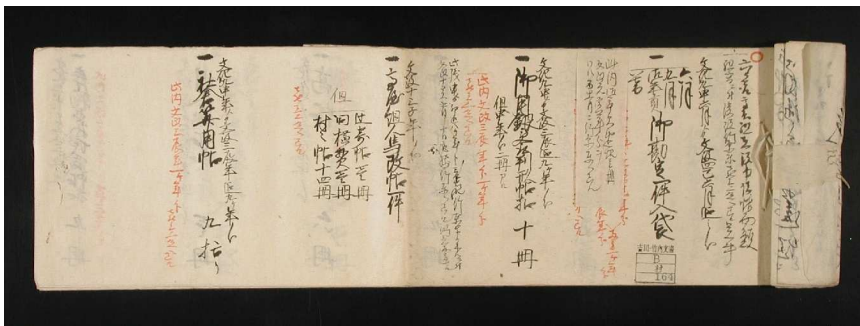
七組諸帖面書抜 文化10年（1813）

この目録は、郡用所に預けられている割庄屋の文書を、「郡筆者」の序兵衛が調査し作成したものである。割庄屋が作成する文書のうち、それぞれの組に関する以外の、郡全体に関わる文書は、特定の割庄屋が所持するのではなく、割庄屋の執務場所として用意された郡用所に保管されていたらしい。



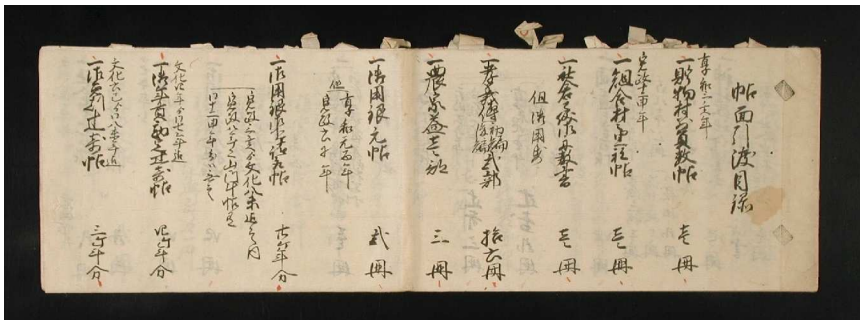
郡用帳面并書類目録 文化10年（1813）

文政4年（1821）7月、高屋組割庄屋は、六郎兵衛から竹原東村の喜三二（のち作左衛門と改名）に交替した。この交替にあたって、六郎兵衛は自分の持っている高屋組割庄屋文書を目録にして書き上げ、どれを喜三二に引き渡したのかを書き込んでいった。これを見ると、喜三二のもとへ送られた文書はごく一部であることが知られる。ただし、実際に喜三二に引き渡したもので、この目録には書かれていないものもある。



〔六郎兵衛在役中書類目録〕 文政4年（1821）

これは、高屋組割庄屋が交替するとき、前任者作左衛門（喜三二）から後任者の亮平へ引き渡された文書の目録である。上に掲げた文政4年（1821）の文書にあるように、作左衛門はその前任者の六郎兵衛から文書を引き継いでいるため、自分（作左衛門）の在職中の文書と、六郎兵衛から引き継いだ文書とに目録を書き分けて、亮平に引き渡しを行なっている。



帳面引渡目録 文政10年（1827）

## 五 役人帳

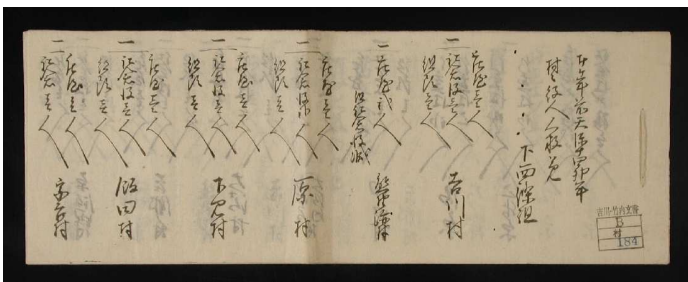
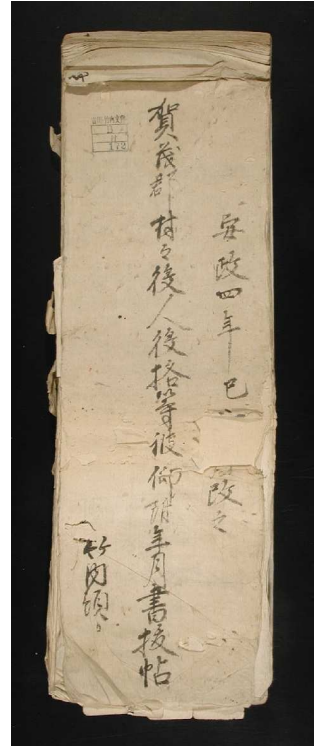
竹内家や、同じ賀茂郡の上保田村平賀家文書など、幕末に割庄屋を勤めた家には、村役人の公職履歴を記録した史料が残されていることがある。特に詳細に記録したものであるとして、竹内・平賀の両家文書に伝存する安政四年（一八五七）のもの、平賀家文書に残る慶応元年（一八六五）のもの、竹内家の明治三年（一八六九）のものなどがある。これらは、「役人役格書抜帖」や「役人役格筆順録」等と表題が付けられ、統一的な書式を持つていて、いずれも厚い横長帳の形態をしている。このほかにも、竹内家文書を見ると、割庄屋は「役人名前并年月扣帳」などの帳面で、組内の村役人の履歴を詳細に把握しており、これらが「役人役格書抜帖」を作成する基礎資料になったことは疑いない。

このような文書の作成は、割庄屋たちの自発的な意思ではなく、上（郡役所）からの指示に基づいて行なわれたものであったと考えるのが自然であろう。残された文書を見ると、幕末には何度か郡全体を対象にした調査が行われていることが確認できるが、このような一郡規模での役人役格者の履歴調査が何をきっかけにして行われたのかは、今のところ明らかでない。



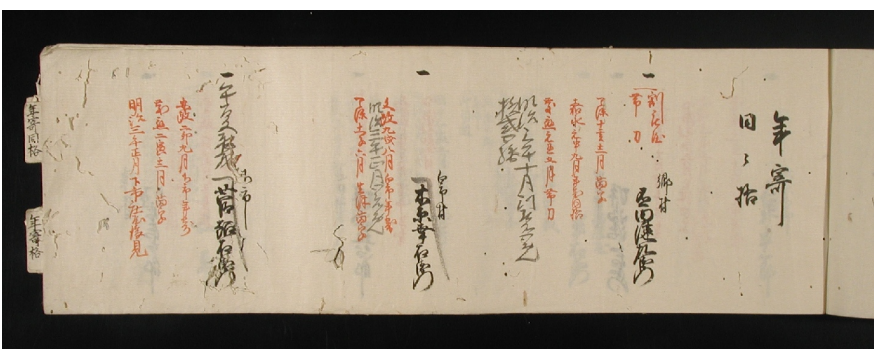
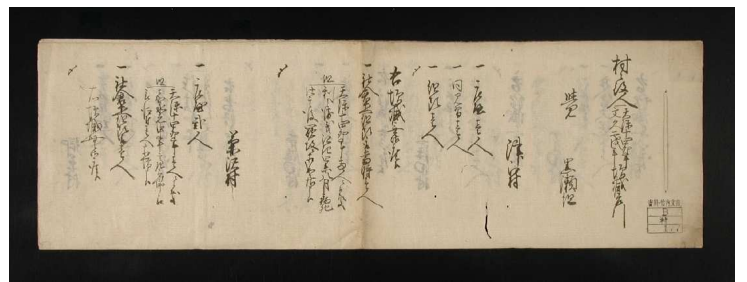
賀茂郡村々役人役格等被仰付年月書抜帳 安政4年(1857)[右]  
賀茂郡村々役人役格書抜帖 安政4年(1857)平賀家文書[上]

これは竹内家と平賀家に伝存する役人役格書抜帳であり、基本的には同じ内容のものである。平賀家のものには、見返しに書き込みがあって、それによれば、これは平賀礼三郎が自分用に作ったもので、「組合用」が別にあると書かれている。竹内家のものには表紙に「竹内預り」とある。おそらく割庄屋たち一人一人がこれと同じものを所持していたのであろう。中を見ると、最初に「凡例」が書かれており、組織だって作成されたものであることが知られる。内容は、年寄・割庄屋から始まって庄屋・組頭その他に至るまで、安政4年(1857)時点で存命中だった賀茂郡内の村役人すべての公職履歴を書き上げた記録である。安政4年以降の情報が追加で書き込まれており、頻りに利用されていたことが窺える。



廿ヶ年前天保十四卯年村々役人数覚(下西条組分) 文久2年(1862)[左]  
村々役人天保十四卯年,文久二戌年増減差引 文久2年(1862)[右]

郡内の役人についての調査は文久2年(1862)にも行なわれている。この時は、詳細な履歴の記録を作るのではなく、20年前の天保14年(1843)と比べて役人数の増減を調査させている。ただし、何のためにそのようなことを報告させたのかは不明である。



賀茂郡役人役格筆順録 明治2年6月(1869)

表紙に貼紙で「竹内儀右衛門預り」とある。内容はこれ以前のもので似ているが、各個人の詳細な履歴は基本的に省略されている。冒頭に書かれた凡例によれば、役を勤めている者については「名簿」に委ねたとある。竹内家にはこの「名簿」に相当するものが残されていないが、同じ賀茂郡の国近森近村の木原家文書には伝存していることが確認されている。

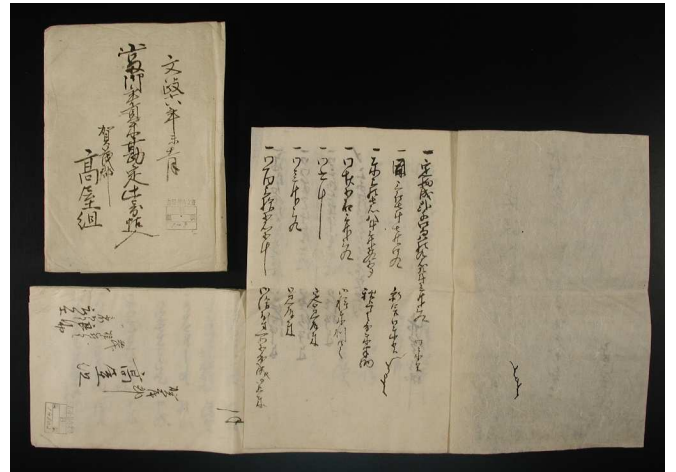
## 六 年貢関係文書類

江戸時代の貢租は、秋の収穫のあと、年貢という単一の税目を納めてそれで終わりという単純なものではなかった。いわゆる年貢本体のほかにも、多くの種類の付加税、雑税が決められており、その額を計算する事務も一年のうち何回かに分けて行なわれていた。従って、年貢の納入に関して村役人が作成しなければならぬ文書は何種類もあるのが普通だった。

広島藩の割庄屋の場合、その手元に保管すべき年貢関係文書は、作成する時期によって、(一)年貢勘定帳(二)夏勘定帳面(三)秋勘定帳面(四)暮勘定帳面、の四つに区分するのが慣例だったようである。それぞれ同一年分を一袋にして保管されていることが多い。

(一)年貢勘定帳は、「当御年貢米御勘定辻寄帖」と「御年貢米勘定辻寄小内貫」から成り、毎年十一月頃に割庄屋から郡役所の役人に提出された。(二)夏勘定帳面は、夏(六月)に上納される雑税(粳歩米・厘米・小物成・職人水役銀など)を計算した帳簿類である。(三)秋勘定帳面は、諸役銀・職人水役銀などの雑税の徴収と計算に関する文書類。(四)暮勘定帳面は、宗判入用・紺屋灰運上銀・御用大豆・貸下米の返済分など、年末に上納する諸負担を記録したものである。

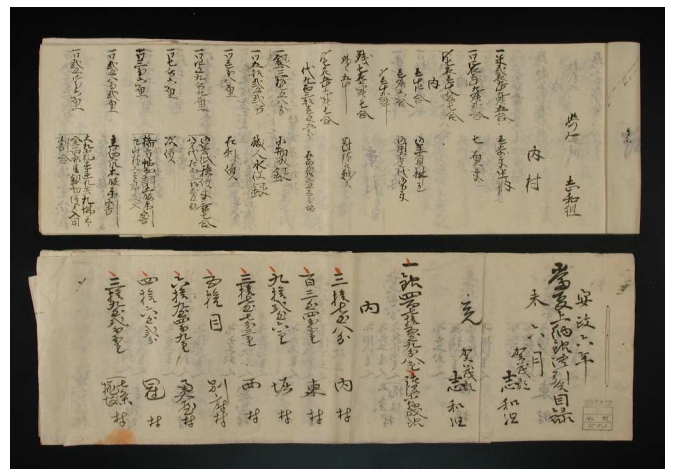
割庄屋は、村庄屋と違って、その職務が農民に直に関わるわけではないので、作成收受する文書も組全体を取りまとめたり清算したり、各村の納入額を確定したりするための文書が中心になっている。



当御年貢并諸上納米共御勘定辻寄帖(高屋組)とその袋(左上) 文政6年(1823)  
賀茂郡高屋組全体の年貢高が費目ごとに集計されている。ここに掲げられているのは、定物成をはじめとする年貢米であり、小物成などの雑税はここでは計上されていない。

当夏御上納米銀御勘定帖(志和組) 安政5年(1858)  
当夏上納銀御引合目録(志和組) 安政6年(1859)

これは、勘定惣代から志和組割庄屋竹内亮左衛門に提出された勘定帳(上)と、割庄屋亮左衛門が、それに基づいて作成し、承認を受けるために郡役所に差し出した引合目録の控(下)である。ここでは、賀茂郡志和組の各村ごとに細かな税目とその額が計算されている。これらの税は、米で納めるもの(粳歩米・七厘米)と銀で納めるもの(小物成・職人水役銀ほか)に分かれている。



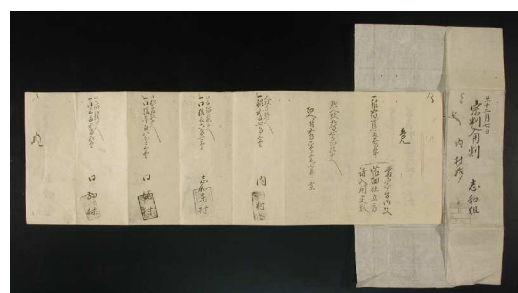
秋上納諸役銀職人水役銀等御勘定帖(志和組) 安政5年(1858)

秋上納とされた小物成銀と職人水役銀の額が、志和組内の村ごとに書き上げられている。なお、この勘定帳の最後の部分には、郡役所から割庄屋竹内亮左衛門らに宛てた秋上納の受領書が貼り付けられている。



宗判入用割廻達(志和組)とその袋 嘉永6年(1853)

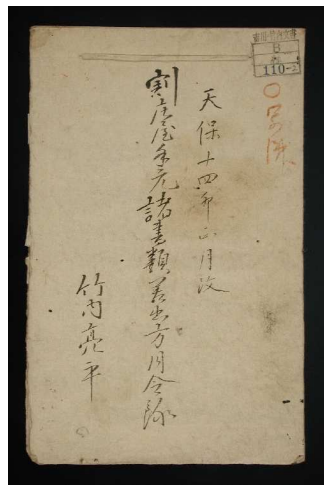
宗旨改帖を作成するための負担額を各村に伝えたもの。今の回覧板のように村から村へ転送され、これを見た村役人は自分の村名のところに判を捺した。宗旨改帖は、領民一人一人の名前と檀那寺を記したもので、各村ごとに毎年八月に作成された。各村への割り当て額は人口に基づいて算出されている。



## 七 諸書類差上通

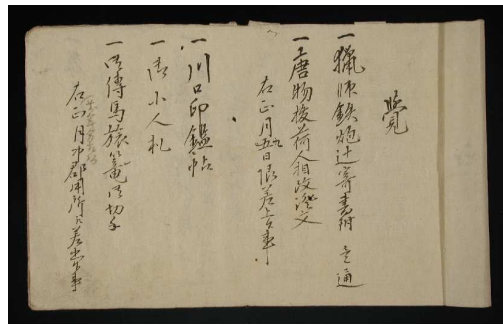
割庄屋は、役目上、郡役所に対して上申書付、帳面類、郡役所の役人への用状など多数の文書を毎月差し出している。諸書類差上通は、これらの文書の表題と点数を日付順に書き連ねたもので、一年につき一冊が作成された。ただし、竹内家には嘉永四年（一八五二）から慶応四年（一八六八）までの間に亮左衛門が作成したもののみが伝存する。彼は嘉永三年以前にも割庄屋を勤めているが、その時期のものは残されていない。また亮左衛門の父六郎兵衛も文化・文政年間に割庄屋の職にあつたが、その時のものも現存しない。

この諸書類差上通をみると、一人の割庄屋が一年間に二〇〇点を越える（多い年では三〇〇点以上の）文書を郡役所へ差し出していることが知られる。内容は、役目上の書簡、郡役所からの照会に対する回答、毎年作成が義務づけられている各種の目録類など多彩であり、江戸時代における藩の支配の仕組みが文書に基づいていたことを示している。



割庄屋手元諸書類差出方月令録 天保14年改(1843)表紙と冒頭部分

これは、割庄屋が1年間にどのような文書や記録を作り、それをいつ郡の役所に提出すべきかを定めたものである。この表紙には天保14年(1843)正月の「改」とあるので、おそらく、それ以前にあった決まりを、この年に改正したものであろう。その内容は下表に示したとおりである(一部略)。これによれば、割庄屋が作成し(あるいは取りまとめて)郡役所に提出すべき文書類は1年間に47あり、その大部分に提出期限が定められていた。47というのは文書の種類の数であって、割庄屋から提出される文書の実点数はこれをはるかに上回っていた。



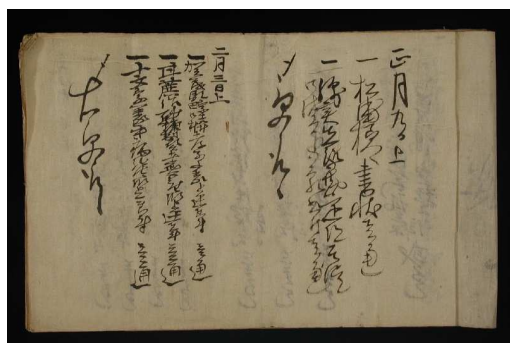
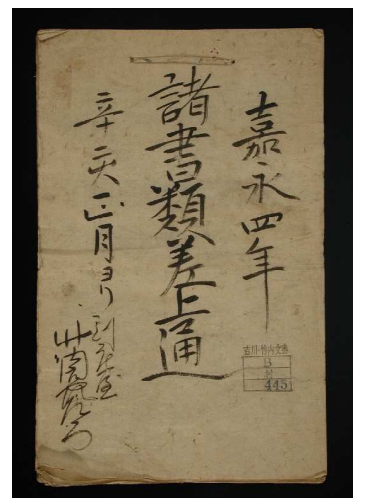
割庄屋手元諸書類差出方月令録が定める割庄屋からの提出書類

文書の種類	提出期限
獵師鉄炮辻寄書付	正月九日
唐物抜荷人相改証文	(同右)
川口印鑑帖	正月申
御小人札	(同右)
御伝馬旅籠御切手	(同右)
孝子存生之趣并名替等有無共約書付	正月晦日
甘蔗作砂糖製候者有無辻寄書付	二月中
御用銀元利之内御下受取印形帖	(同右)
御免割辻寄帖	二月中
同人役増欠差引小帖	(同右)
同村別帖	三月中頃
有麦目録辻寄書付	五月節入より四五日前
田方植仕廻辻寄書付	五月中六月差入迄
夏御勘定惣代役人	五月廿日
菜種作立員数書付	六月五日六日頃
夏御勘定御引合目録	六月十日
酒造人代替名替有無辻寄書付	六月中
郡辻社倉麦積揃御注進書付	七月三日
宗旨御改寺院証文	六月廿日
社倉算用帖	
押米帖御下被為在候ハ、先づ割庄屋へ順達いたし組合限写廻達いたし可申候、御本書者詰同役方村順書記村々へ送出候事	
御困初御封印	
早稲毛溝刈願書付	七月中之節より二三日
早稲御升突頃合	
三津・竹原御蔵奉行様御出張頃合	
秋上納諸役御勘定目録	九月十日
御明知高増欠書	十月廿日
中晩田御升突頃合	
郡辻(諸役米・種米利息)九月中中広島御蔵松相調不申年八御歎書付差上候事	九月廿日頃より廿四五日
郡割諸仕出類	
御差次願	十月五日
郡辻御困初積揃御注進書付	十月廿四五日
御年貢御勘定帖	
諸産物増欠改帖	十一月廿五日
他国出帰辻寄書付	十二月五日
暮御勘定惣代役人	十一月申
御才覚銀拝借村々払上元居等約書付	
暮御勘定御引合目録	十二月七日

(以下略)

諸書類差上通 嘉永4年(1851) 表紙と冒頭部分

当時、下西条組の割庄屋だった竹内亮左衛門が作成した諸書類差上通である。日付と、その日に差し出した文書の表題・点数を記している。そのあとに別筆で「受取候」とあるのは、文書を届けられた側(つまり郡役所の者)が書き入れた受領サインであろう。



平成16年度収蔵文書展

### 広島藩の割庄屋文書

賀茂郡吉川村竹内家文書から

発行 平成17年(2005)3月14日  
編集・発行 広島県立文書館(担当 長沢 洋)  
〒730-0052

広島市中区千田町三丁目 7-47

TEL (082) 245-8444

FAX (082) 245-4541

pdf版製作 広島県立文書館(担当 長沢 洋)